

【令和3年度】新型コロナウイルス感染症の影響に係る介護保険料の減免制度のご案内

【申請受付場所】

介護保険課（岩瀬庁舎）
桜川市役所各庁舎総合窓口

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により①又は②に該当する被保険者

- ① 世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った被保険者
- ② 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる被保険者

年金収入
は対象外

【②の要件】 事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のうち、種類ごとに見た収入（令和3年1～12月）
のいずれかが、前年（令和2年1～12月）に比べて **10分の3以上減少する**
見込みであること

※収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の合計所得が400万円を超える場合は対象外です。

※収入減少により受け取るべき保険金、損害賠償等の金額がある場合は収入に含めます。

【主たる生計維持者とは】

原則、住民票上の世帯主になります。ただし、同一世帯員で最も所得が高い方などであれば、申請書への記載による申出で主たる生計維持者とすることが出来ます。

【重篤な疾病とは】

1ヶ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合など。

対象となる保険料 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限の介護保険料

減免する額 令和2年の合計所得に対して、減少する所得の割合に応じて減免額を計算します。
※廃業や失業の場合は前年所得にかかわらず、対象保険料の全額を免除します。

提出書類

共通の提出書類

- ☐ 桜川市介護保険料減免申請書

対象者① 死亡又は重篤な疾病の場合

- ☐ 死亡診断書、診断書（1か月以上の治療を要した場合等）

対象者② 収入減少が見込まれる場合

- ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の状況申告書
- ☐ 収入減少の根拠資料の写し
→令和3年1月以降の任意の1ヵ月以上の収入が分かる書類の写し
（例：給与明細書、収入と必要経費が確認できる帳簿、通帳、伝票など）
- ☐ 収入減少により受け取るべき保険金・損害賠償金等の分かるもの

＜事業等の廃止や失業に至った場合＞

- ☐ 廃業等届出書、離職証明書など